

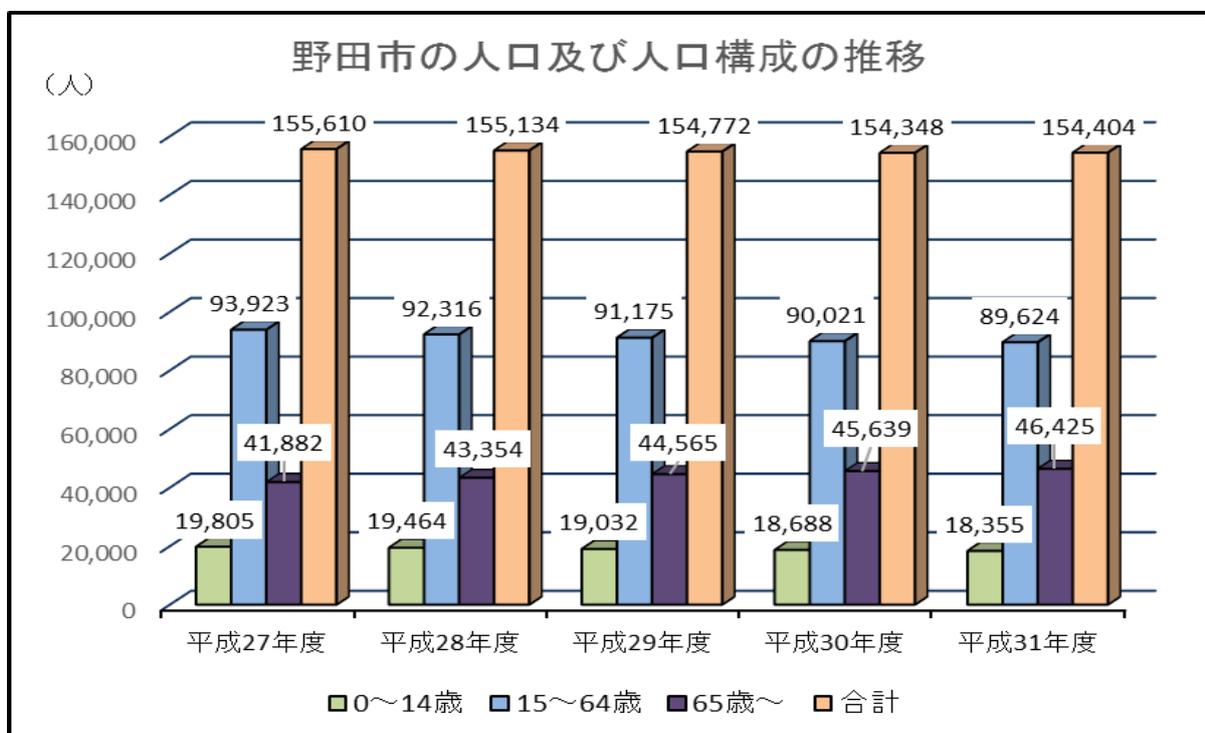
第2章 野田市の現状と課題

1 男女共同参画に係る野田市の現状と課題

(1) 人口減少、少子高齢化の進展

市における人口推移は、下記グラフ「野田市の人口及び人口構成の推移」にあるように、平成27(2015)年4月1日現在155,610人であったものが、平成31(2019)年4月1日現在154,404人となり、毎年微減しています。将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」では、令和2(2020)年は150,405人と見込み、令和7(2025)年は145,635人と見込んでいます。

一方、65歳以上の人口は、平成27(2015)年は41,882人(26.9%)であったものが、平成31(2019)年では46,425人(30.1%)と総人口に占める65歳以上の人口割合(高齢化率)は毎年上昇している状況です。国立社会保障・人口問題研究所は、令和2(2020)年は47,228人(31.4%)、令和7(2025)年は47,448人(32.6%)と見込んでいます。



(備考) 1. 各年度4月1日現在

(2) 政策・方針決定への女性の参画促進

市の政策に対する意見、提言等を行う審議会等への女性委員登用率について、「第1次野田市男女共同参画計画」の計画期間（平成17（2005）年度～21（2009）年度）内の平成19（2007）年度に目標値の40%を達成しました。

その後、「第3次野田市男女共同参画計画」で目標値を50%に設定し、平成30（2018）年4月1日現在43.3%となっており、県内市町村の平均27.4%を大きく上回っています。

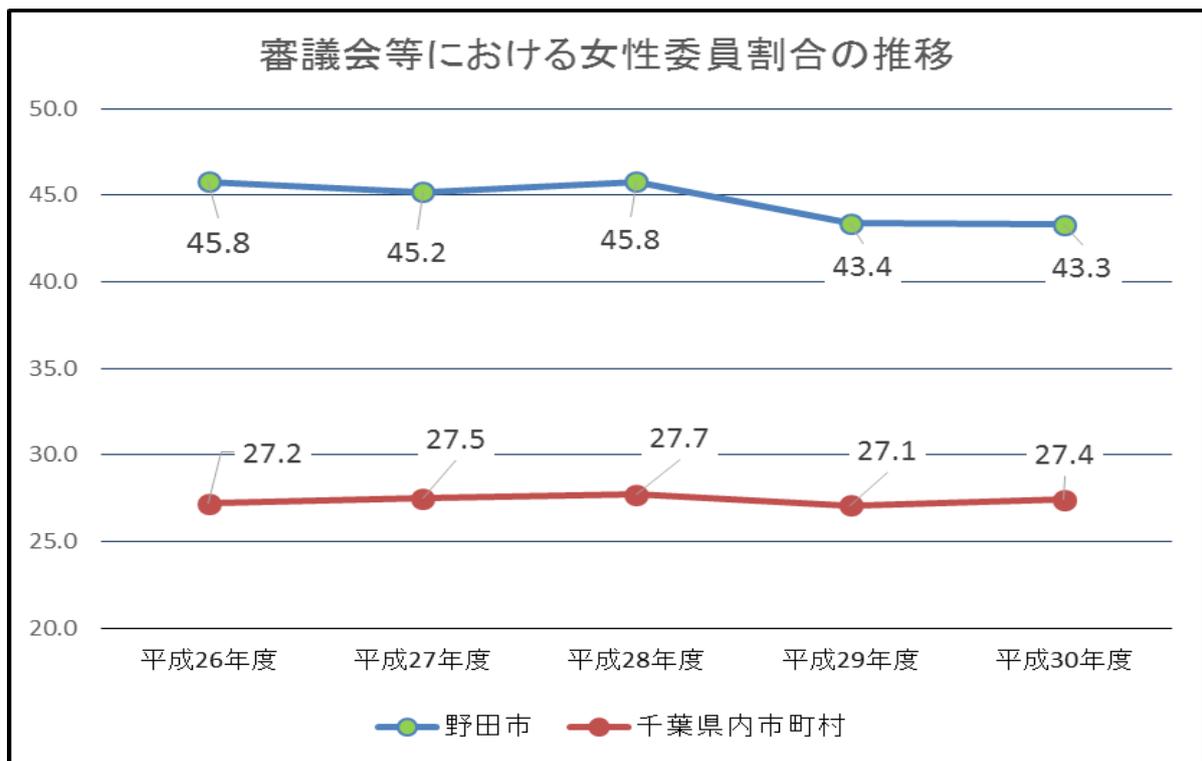
しかし、その一方で、女性のいない審議会等は同日現在、調査対象45審議会等の中、4審議会等が残っており、引き続き、女性のいない審議会等の解消に向けた取組が求められます。

国は、成長戦略の一つとして、令和2（2020）年までに公務員や企業の幹部職員に占める女性の割合を、30%程度にする目標を掲げています。そのため、上場企業を対象に女性の管理職数や数値目標の有無、育休取得者数等の情報を公開し、企業の更なる取組を促そうとしています。

市では、企業等における方針決定の場への女性の参画促進や女性の経営的地位向上、経営参加促進等に向けて、セミナーを実施するとともに、講演会、講座等の開催情報の提供等を行っています。

また、市の女性管理職の割合については、平成30（2018）年4月1日現在、100人中1人（1.0%）となっており、千葉県内市町村平均10.7%を下回っています。

女性が活躍できる社会の実現を後押しする動きが相次ぐ中、市の女性登用について、働き方や職場環境の見直し等も含めて、関係部局が連携し、様々な取組が求められます。



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より
 2. 目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合を表示
 3. 各年度4月1日現在

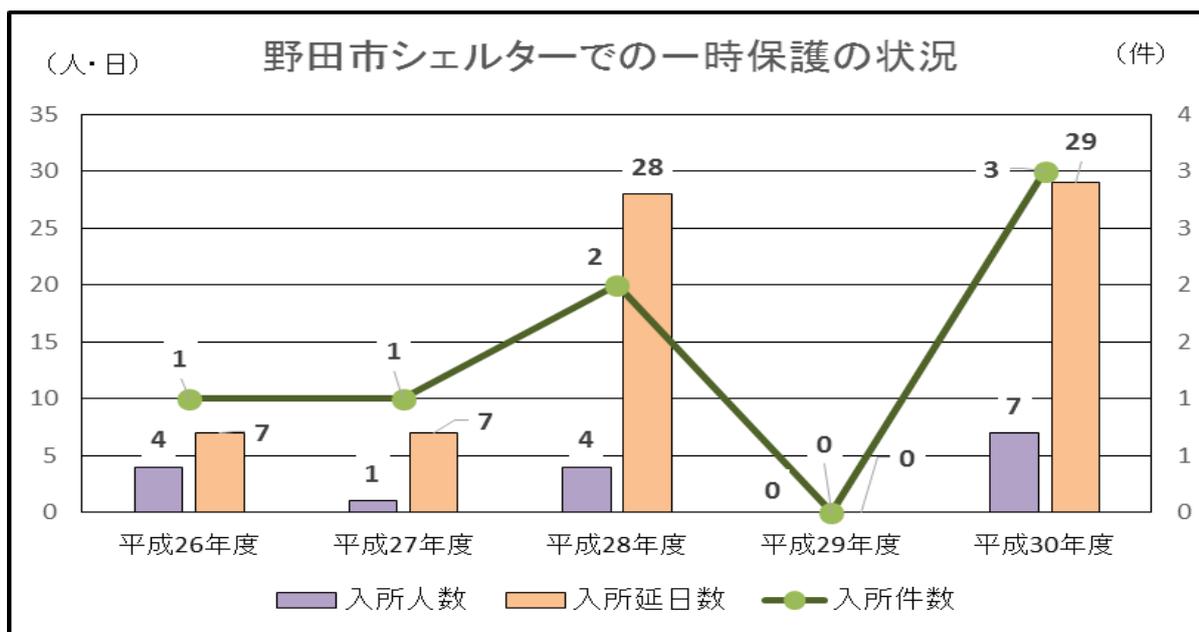
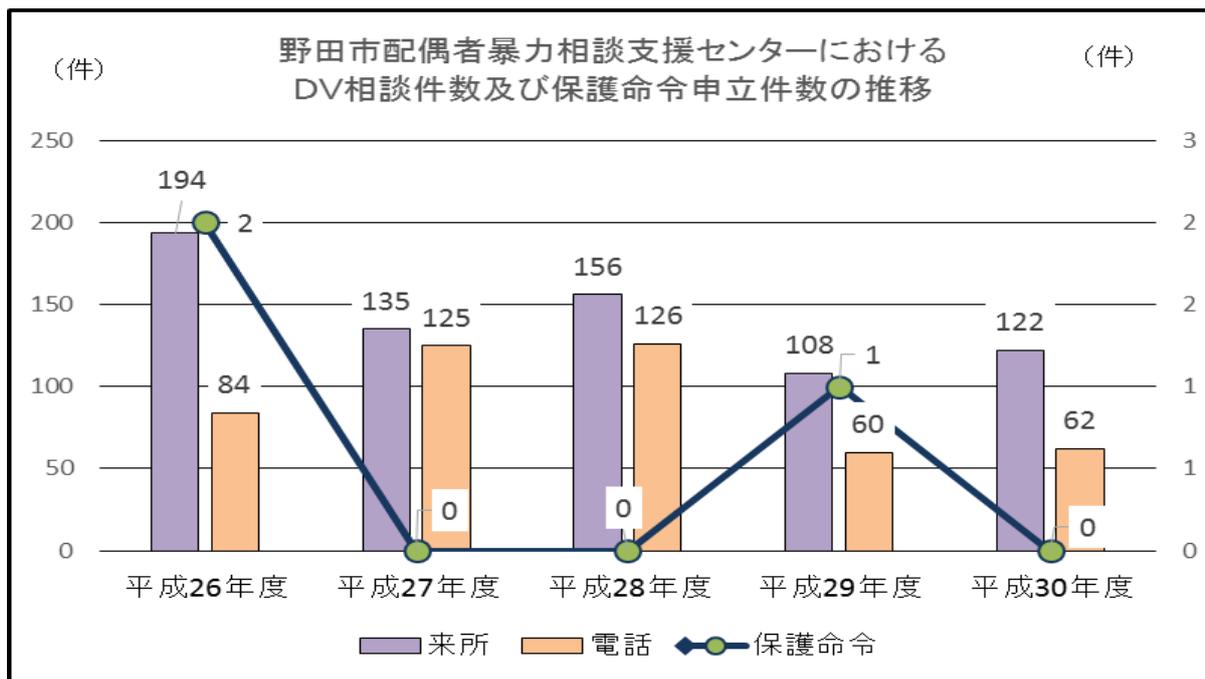
(3) 女性(異性)に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

市では、平成20(2008)年の改正DV防止法の施行を受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市DV大綱」を策定するとともに、男女共同参画課に配偶者暴力相談支援センターを位置付けました。

当該配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数は、平成30年(2018)度184件と前年度と比較して、16件、9.5%の増となっています。

また、DV被害者への負担等を考慮し、身近な所で保護を行うことが必要ではないかと考え、平成14(2002)年に公設民営のシェルター(緊急一時保護施設)を市が設置しました。平成30(2018)年度のシェルター入所件数は3件で、平成28(2016)年度と比較すると、1件の増で、1件当たりの入所日数は9.6日で、4.4日の減となっています。

今後は児童虐待と一体的に被害の早期発見と加害者を増やさないための啓発を強化するとともに、相談、一時保護及び自立までの一貫した支援を推進していく必要があります。



(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、市民の健康を維持するとともに、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にし、男女が安心して子どもを産み育てていく上で重要なものです。

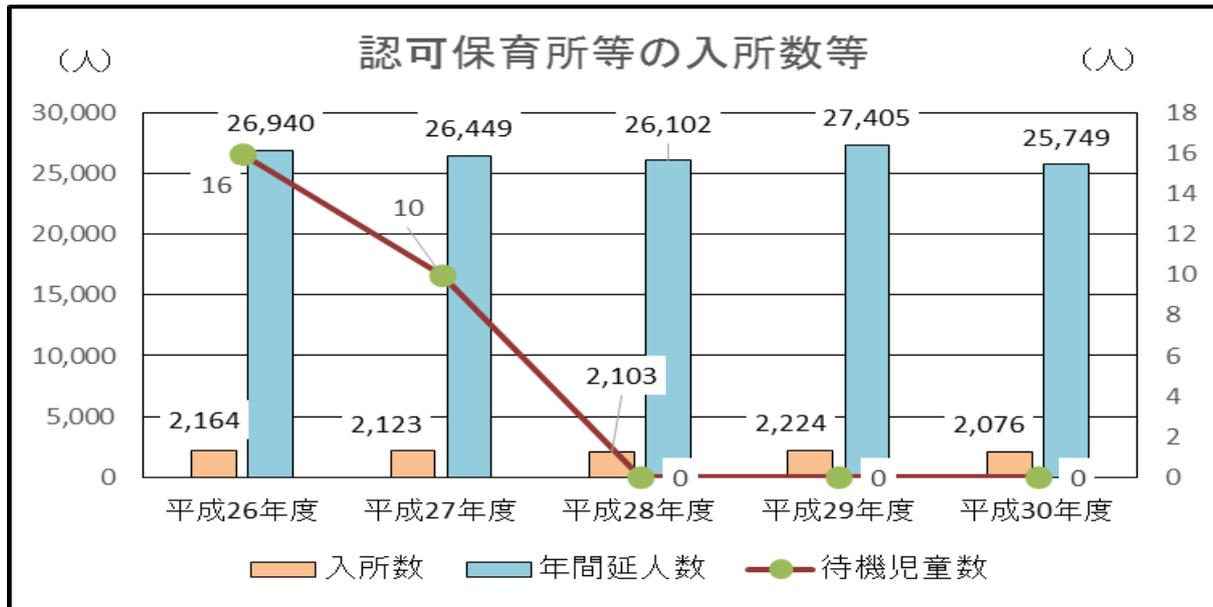
そのためには、父親の子育てへの参加や子育て期間中の働き方の見直しを進めるとともに、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等を図ることが不可欠です。

これまで、市では、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、

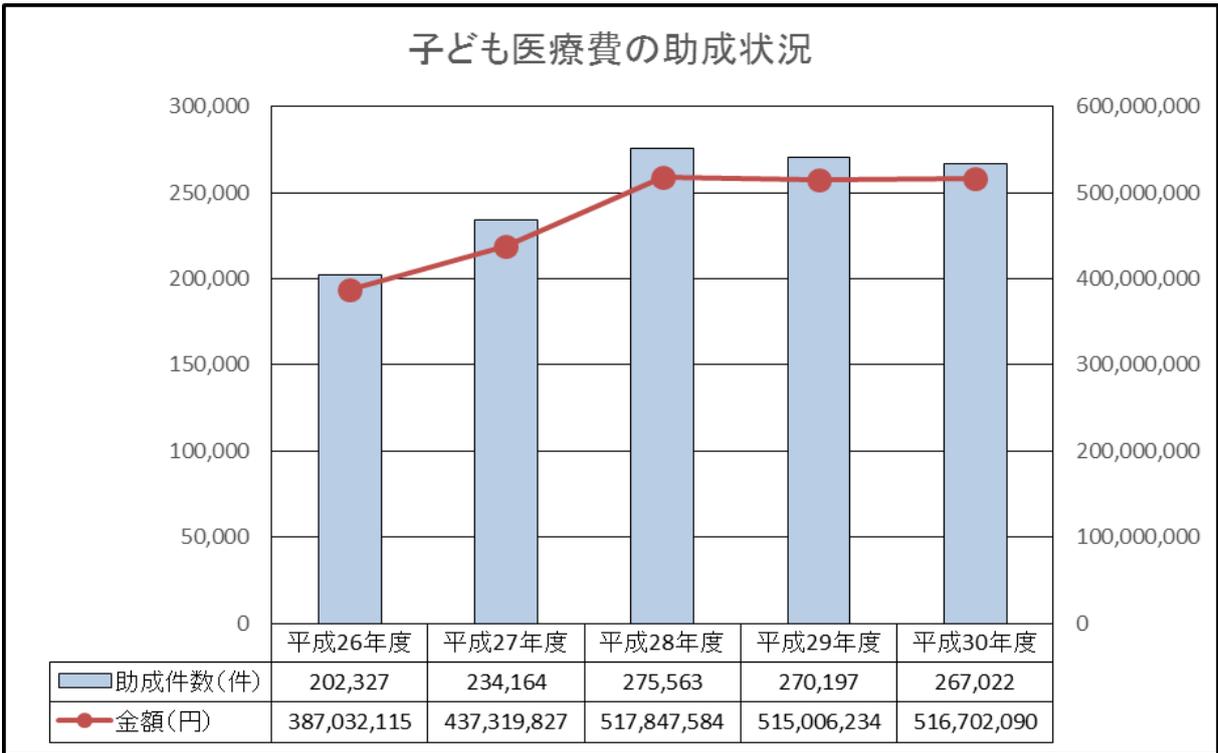
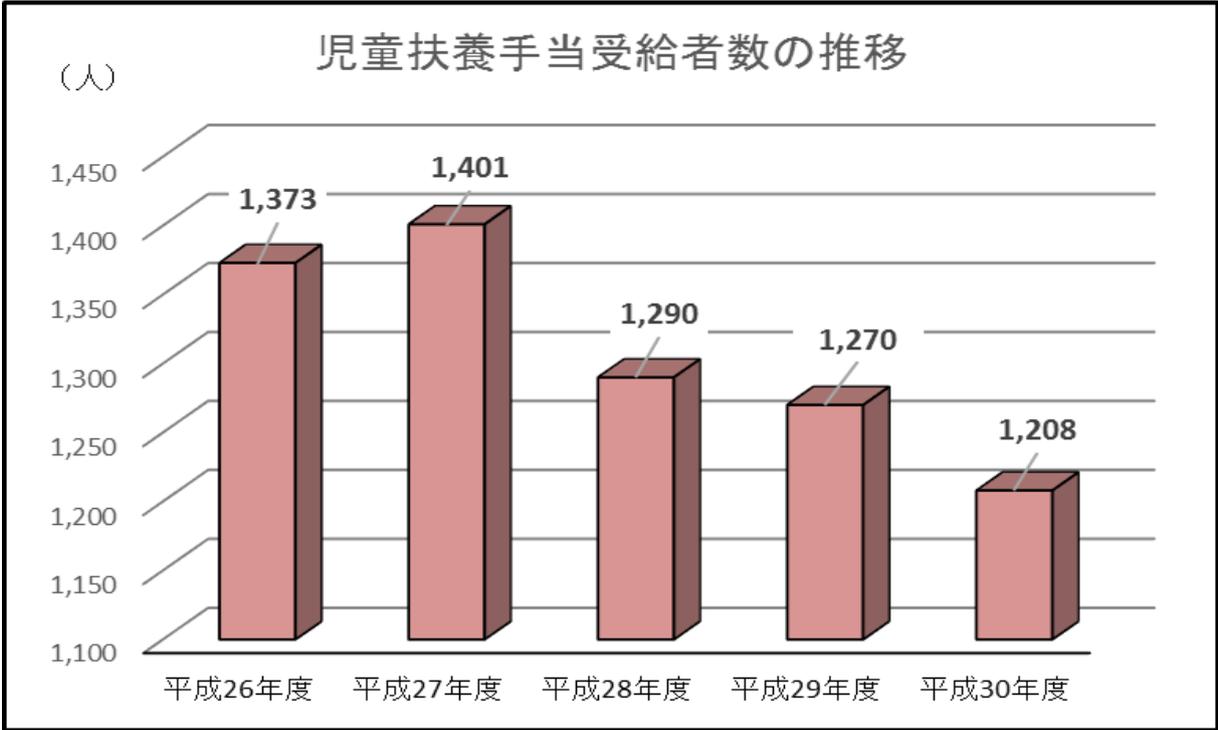
子育て支援拠点やネットワークの充実、さらに、ひとり親家庭支援として、母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援等様々な施策に取り組んでいます。

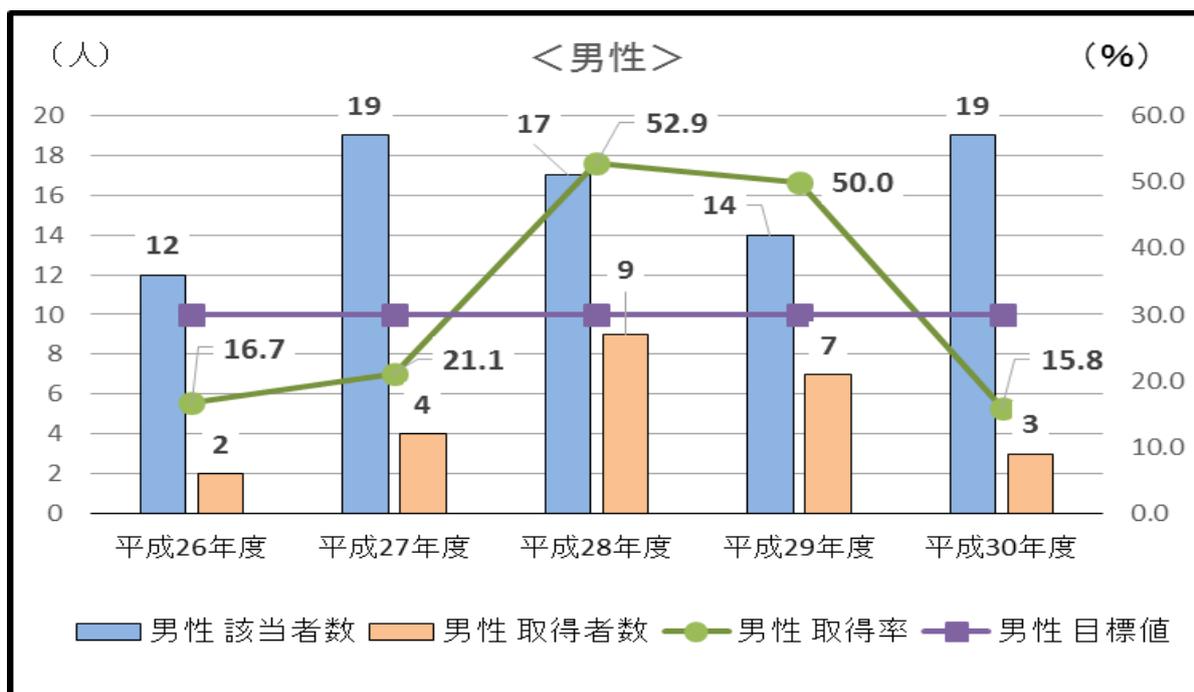
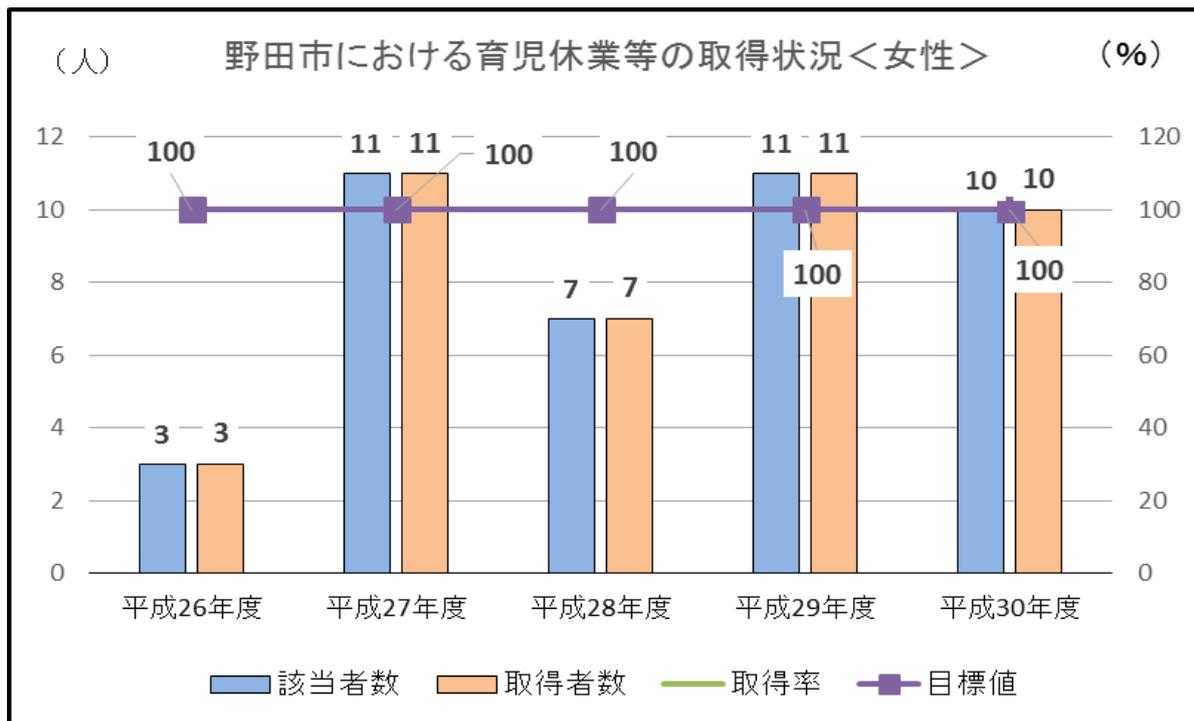
引き続き、これまでの取組を継続しつつ、平成 27 (2015) 年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現が必要となります。

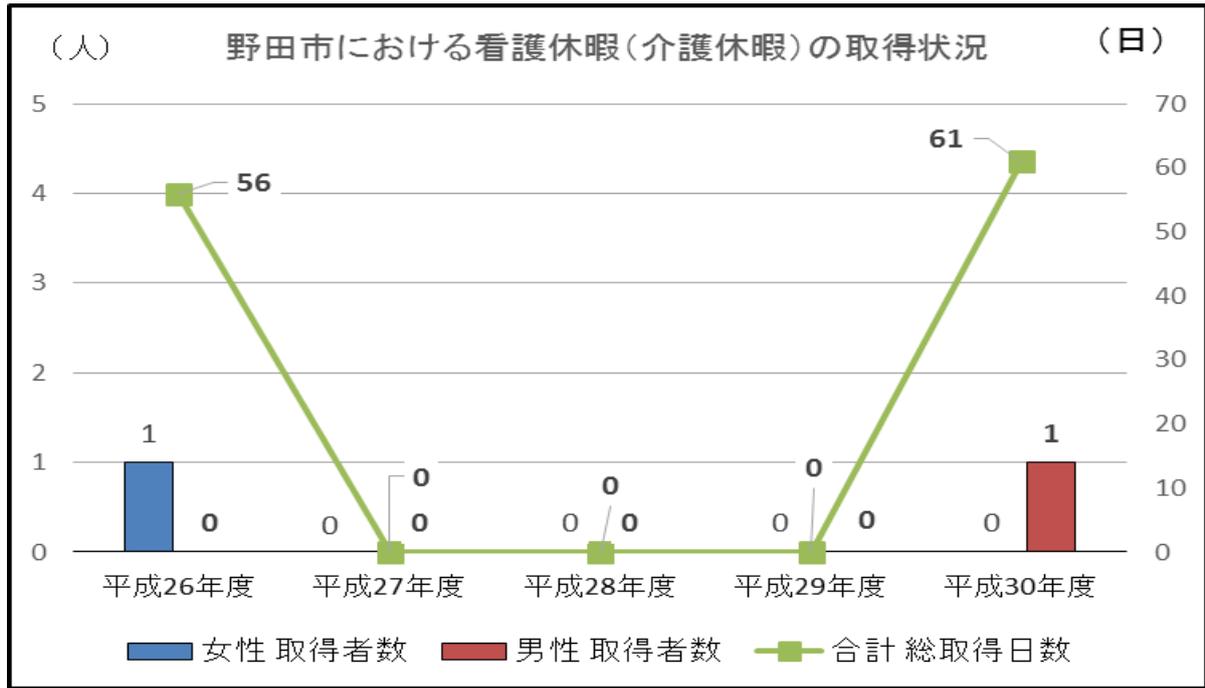
また、職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業法等の周知、啓発に取り組むとともに、いまだに職場に残っている男性優位の考え方や、固定的性別役割分担意識に基づく不平等、不均衡の問題に対する見直し等を図るため、職場の意識や職場風土の改革を促しており、引き続き、これらの様々な施策に取り組む必要があります。



(備考) 入所数、待機児童数は各年 4 月 1 日現在







2 第3次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証

男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次野田市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を総合的、計画的に展開してきました。

「第3次野田市男女共同参画計画」に位置付けた151の具体的施策について、計画全体（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）に対する取組評価見込みは次のとおりであり、その推進が着実に図られています。

なお、一つの施策に対して、複数の所管部署が関係する場合は、所管部署ごとに取組評価見込みを行っているため、施策数は一致していません。

1 全体

（令和元（2019）年度末見込み）

基本目標 進捗評価見込み	基本目標					合計 (件)	割合 (%)
	I	II	III	IV	V		
おおむね計画どおり	44	27	7	47	28	153	90.5
一部実施	2	4	3	4	2	15	8.9
未実施	0	1	0	0	0	1	0.6
合計	46	32	10	51	30	169	100

基本目標

- I 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり
- II 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶
- III 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充
- IV ワーク・ライフ・バランスの推進
- V 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

2 基本目標・主要施策別

基本 目標	主要施策	評価見込み		
		おおむね計 画どおり	一部 実施	未実施
I	人権尊重意識の啓発	13	0	0
	各種相談窓口の充実、連携	9	1	0
	家庭における男女平等意識の啓発	6	1	0
	学校における男女平等教育の推進	8	0	0
	多様な生涯学習の推進	3	0	0

基本 目標	主要施策	評価見込み		
		おおむね計 画どおり	一部 実施	未実施
I	固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し	5	0	0
II	性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発	1	1	0
II	DV被害防止に向けた啓発	4	0	1
	配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底	12	0	0
	児童虐待等防止対策の充実	3	0	0
	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進	2	1	0
	ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進	5	2	0
III	審議会等における女性の参画推進	0	1	0
	女性職員の人材育成	1	1	0
	企業・団体等に対する啓発及び取組の促進	1	1	0
	商工業・農業経営等への女性の参画促進	2	0	0
	男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進	3	0	0
IV	働き続けやすい環境の整備促進	6	1	0
	子ども・子育て環境の整備、充実	17	1	0
	ひとり親家庭に対する支援の充実	11	0	0
	子育て情報の提供推進	1	0	0
	地域活動に参加しやすい環境づくり	8	0	0
	再就職のための支援体制整備	3	1	0
	女性のチャレンジ支援	1	1	0
V	性差医療に関する知識の普及	2	1	0
	妊娠・出産・育児支援の充実	5	0	0
	高齢者等の福祉の充実	13	0	0
	介護支援策の充実	7	0	0
	外国人のための情報提供及び生活支援策の推進	1	1	0
合計		153	15	1